

# 社会福祉法人千代田会「行動計画」

平成29年3月23日策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1, 計画期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間

2, 内 容

目 標 1 ; 岐阜県が提唱する「毎月8が付く日は、『早く家庭に帰る日』」を広く職員に周知し、ノー残業デーとして実践を図り、家族とふれあえる時間を持てるようにする。

<対策>

- 平成29年度～ 施設内に意識啓発のためのポスターを掲示
- 平成29年度～ ノー残業デーにおける所定外労働実績の調査
- 平成30年度～ 所定外労働削減のための業務効率化の検討

目 標 2 ; 有期雇用労働者を含む年次有給休暇の取得率を5割以上とする。  
年休取得率 = 取得日数計 / 当年付与日数計

<対策>

- 平成29年度～ 年次有給休暇の取得率及び障害要因の調査分析
- 平成29年度～ 取得のための労働環境及び組織風土の醸成

目 標 3 ; 連続した年次有給休暇の計画的付与制度の策定

<対策>

- 平成30年度～ 計画的付与制度の理解を得るための説明会を実施
- 平成31年度～ 2日以上連続した年次有給休暇の計画的付与制度の策定及び実施